

## 第24回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年4月2日(金) 午後1時30分～午後3時25分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

4、欠席委員 0名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 坂本 理一 委員 8番 廣瀬 幸治 委員

- ②第2 議案第 110号 農業委員会事務局職員の任免について  
 報告第 51号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 111号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 112号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 113号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 114号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 議案第 115号 空き家に付随した特例農地の指定について  
 報告第 52号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
 報告第 53号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	植松 優太
局長補佐	高田 浩平	書 記	栗林 雅彦
書 記	田中 荘子		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田 ・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜	
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	藤家 豊次郎	
川内・山浦・白鳥尾・中木庭・山浦開拓・番在開拓	有森 徹	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今より第24回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思えます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名全員です。次に議事録署名人の指名をします。7番坂本委員と8番廣瀬委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの注意をいたします。4点です。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は当然のことながら禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特にこちらから指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受ける場合がございますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して、会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いいたします。それでは、慣例により会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。新しい年度に入って初めての会議ですので、まずもって最後までよろしくお願いいたしますと思えます。今日もまた最適化推進委員さん、お忙しい中にお出でいただきましてありがとうございます。今日は冒頭議案として提案をしたいと思っておりますけれども、農業委員会事務局の職員のことです。段々忙しくなっているのですが、局長と高田補佐と書記の植松の3人は残っていますが、書記の峰松君と吉田さんが期限ということで退任をされます。改めて峰松君の代わりに市民課から田中主査が、吉田さんの代わりにシルバー人材センター事務局長だった栗林さんが来てもらうことになりましたので、人数的には事務局体制は変わらないということになりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。それから、前年度の報酬額を3月末に振り込んでもらったところでございますけれども、今回は最適化交付金の活動実績等はどうしても平坦地の集積に関わってきますし、またコロナで会議や農協の座談会等が中止となったことで、出してもらう機会が少なかったと思っております。このことから前回と比べてガクッと落ちて、追加で最適化交付金をお支払いできなかったのですが、最適化推進委員さん含めて平等に配分いたしておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。ささやかになりますけれども、活動を一生懸命やっておりますが、実績としてはこのようになりましたので、ご了解いただきたいと思っております。それからもう一つは後だって(総会後のその他のところでも話をしますが)前々から心配をしておりましたが、第1種農地も結構動き出しています。特に圃場整備等があった所を簡単に転用されている事例が出てきています。そのような所は皆さん方にももっと注意をしてもらいたいと思っております。この点の規制についてもう少し勉強して徹底しないといけないと思っております。来月でも時間が取れば、この関係をもう少し掘り下げて、実はこういうことではできないという話をしてみたいと思っております。それから、お陰さまで皆さんに協力をお願いしていました〇〇地区での放牧事業は3月20日に最終的な説明会をいたしました。(その場では反対という声は上がりませんでしたので)了解されたものと思っております。区長さんに意見を取りまとめてくださいと依頼をしまして、その期限を先月末としていました。まだ区長さんからの正式な返事はあっておりませんが、そのように受け止めています。ただ、内部的には事前にもう少し説明を我々がしなければならなかったかなという反省点はあります。土地の所有者ではない方から、(放牧事業の)進出に本当に賛成していいのかという話をされていますが、ただここでストップをする訳にはいきませんので、やはり今後荒廃した農地を、先祖代々耕作されて来られた農地を少しでも良くして行こうというスタイルでございますから、止めないで進めていきたいと思っております。心配を色々していただい</p>

	ていましたが、多良岳パイロットとの協議を進めるに当っては、もう少し詰めていきたいというふうに思っています。今日の案件、審議事項・報告事項・議案はお手許の資料のとおりですので、遠慮なくご意見をいただき、そしてより良い会議になりますことをお願いして挨拶に替えたいと思います。それでは会議に入ります。本日の議題は議案6件と報告3件であります。議案第110号「農業委員会事務局職員の任免について」を事務局から説明してください。併せて該当する職員から一言挨拶をお願いします。
事務局	(総会議案・説明資料の1頁に基づいて、出向する職員と任命する職員について説明する。)
議長	これは採決をしないといけませんね。先に採決を取りたいと思います。承認される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	それでは一言ずつ挨拶をお願いします。
転出職員	(転出の挨拶)
転入職員	(転入の挨拶)
議長	よろしくお願ひしておきます。それでは報告第51号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の2頁と3頁をご覧ください。報告第51号について説明いたします。記載のとおり9件となっています。合計14筆。面積が30,114平米となっています。内訳は田が12筆で、20,299平米です。畑は2筆の9,815平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが2件。借人からの申し出が1件。貸人からの申し出が3件。あっせんの為が1件。農地法第5条申請のためが1件。農地法第3条申請のためが1件となっております。なお、借人変更となっている1番と2番の2件は議案第113号の50番・51番・52番に上がっています。あっせんの為の9番は議案第113号の44番に上がっています。農地法第5条申請のためとなっている3番と農地法第3条申請のためとなっている8番は今総会の議案となっています。また、借人からの申出となっている4番と貸人からの申出となっている5番は新しい借人を探している状況でございます。6番と7番の貸人からの申出となっている2件はこの後は所有者で耕作するそうです。以上で報告第51号の説明を終わります。
議長	何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) これで報告第51号を終わって、次に移ります。議案第111号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番についての説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁と位置図の1頁も併せてご覧ください。本日お渡しした資料の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は244平米です。譲受人は〇〇区の有限会社〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん38歳、自営業の方と〇〇市の〇〇〇〇さん37歳、会社員の方です。転用の目的は建売住宅(特定建築条件付売買予定地)です。施設概要は居宅1棟105.99平米と進入路ほかが138.01平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。西側の既設U字溝への排水承諾が取られており、里道占用許可申請が都市建設課に出されています。番号1の説明は以上です。
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	東側の畑は作付けがされていますが、南側の畑は広いのですが作付けがされていません。北側が宅地になっています。東側が道になっていて、その道路の中に排水溝が設け

	られていますので、今回の転用で生じる排水はこの排水溝に流す計画になっていますので、よろしくをお願いします。
議長	この付近は少しずつ宅地化されていて、その一角です。担当の最適化推進委員さんから補足はありませんか。
担当 推進委員	いいえ、特にはありませんが、北側は宅地に転用されていて、この一帯いずれは宅地になってしまうのではないかと思います。
議長	それでは皆さん方から質問・意見を賜りたいと思います。何かございませんか。
11番委員	土地はいくらで取引されていますか。
事務局	反当〇〇万円で、坪当たり〇万〇千〇百円程度になります。
10番委員	この付近は家が増えてきているということですが、申請地西側の道路は市道ですか。
事務局	申請地と西側で隣接している道路は里道です。申請地から南に出た所は市道になっています。
議長	今事務局からあったように〇〇公園の周りは市道で、位置図に載っている他の道は畑に行くための里道になっていると思われま。他に質問・意見はありませんか。無いようですので、採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、処理をさせていただきます。 次2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図2頁となります。本日お渡しした資料も2頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇及び〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。登記面積は260平米と1,118平米です。この2筆は昨年11月に農振除外で農業委員会総会に諮られています。譲受人は〇〇区の有限会社〇〇〇〇、〇〇〇〇業者で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん90歳、農業の方と〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、会社員の方です。転用の目的は〇〇〇〇一時置場及び作業所、駐車場です。施設概要は選別倉庫1棟267.08平米、テント倉庫1棟92.02平米、廃油置場1棟15.09平米、10台分の駐車場125.00平米と通路その他が878.81平米になっています。農地区分は1種農地で、周囲の状況ですが、東と西と北は道路、南は宅地と畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は地区で言いますと〇〇区になります。ここは圃場整備をしてありますが、周囲には農地は無く、地先のような感じです。〇〇〇〇社が転用されるのですが、これまで使われてきた敷地の裏山は(大雨の時は)落石や崖崩れも起こってしまっていて、危ない状況でした。近くに農地がありましたので、ここを選ばれたようです。申請地の周囲は圃場整備の際に水路が設けられていますので、水利関係で周囲に支障が出ることはありません。よろしくご審議ください。
議長	ここは1種農地ではありますが、県道や住宅で他の農地から分断されていて、〇〇〇〇社のおかれた状況からも仕方がないかなと思っています。何か皆さん方からありますか。
5番委員	廃油置場とありますが、廃油は何の廃油ですか。家庭から出るものですか。環境汚染の心配はしなくてよろしいでしょうか。
事務局	〇〇〇〇社は自社の車のオイル交換は自分達でされていて、交換したオイルをドラム缶に詰めて業者が取りに来られるまでの間の置場となっているそうです。
議長	注意をして保管してくださいと伝えてください。他にありませんか。
2番委員	一時的な〇〇〇〇場ということですが、一時的は一カ月程度なのか、あるいは一年なのか分かったら、教えてください。
事務局	〇〇〇〇は〇〇車で市内を収集して、そのまま焼却場に持って行かれますが、その他は保管された後に最終処分業者に渡されます。その間、最終処分業者が引き取りに来られるま

	でが一時的な置場となります。
議 長	この土地はいくらで取引されていますか。
事務局	反当〇〇万円です。
議 長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり) それでは採決を取ります。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として処理いたします。 3番に移ります。3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。位置図は3頁をお開きください。本日の資料も3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇及び〇〇番でございます。登記地目・現況地目2筆共に畑となっています。登記面積は235平米と370平米です。譲受人は〇〇市〇〇町で〇〇業をされている有限会社〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん47歳、団体職員の方と〇〇区の〇〇〇〇さん58歳、同じく団体職員の方です。転用の目的は2軒の建売分譲住宅で、概要は2軒の居宅110.96平米と進入路が125.85平米、駐車場368.19平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は宅地と畑、西は畑となっていますが、宅地へ転用中です。南は水路と田、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号3の説明は以上です。
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇区の共乾施設から〇〇クリニックへ続く市道沿いにあります。申請地の西側は昨年9月の総会で5条申請があった〇〇さんの住宅が建設中です。北側は市道に接しています。西側はさっき言いました宅地ですが、里道を挟んでします。南側は内径30センチメートルの側溝が設置されていますが、水は流れていませんでした。その南側には小麦が作ってありました。東側は住宅と三角の形をした畑になっています。畑は2枚になっていまして、南側の畑は30センチメートル位低くなっていまして、玉ネギやジャガイモを作ってありました。以上です。よろしくをお願いします。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。西側は担当委員からあったように住宅地に転用中で、間が空いていたので今回建売分譲となったようですが、何かありませんか。
担当委員	私から質問しても良いでしょうか。幅1メートル位の里道がありますが、進入路の一部として利用されるのですか。
事務局	進入路と同じ高さにして、舗装をするとのことでした。
議 長	他に質問も無いようですので、採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、処理いたします。 4番に進みます。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。位置図4頁となります。本日の資料も4頁となりますので、そちらをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,260平米です。譲受人は〇〇区の〇〇業者で株式会社〇〇〇〇です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん66歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲です。施設概要は5区画の分譲宅地1,064.79平米と進入路ほか224.29平米になっています。南側の隣接宅地である29.08平米を進入路として同時利用されます。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は田と畑、西は墓地と雑種地、南と北は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。公有水面占用許可申請と里道占用許可申請が都市建設課の方にされています。公共下水道の区域になっており、この後に取り込む工事がされるようになっていきます。番号4の説明は以上です。

議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	場所は〇〇から南へ150メートル程行った〇〇歯科の駐車場の裏になります。東側に里道と水路が隣接しており、水路に蓋を掛けて、里道も併用して進入路にするそうです。西側にはちょっとした墓がありますが、分譲地に転用されます。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	担当の最適化推進委員さんから何か補足はございませんか。
担当推進委員	担当の農業委員さんからあったように水路に蓋をして、進入路とした上で5区画の分譲地にされると聞いています。水利関係もこれまでと変わらないので問題ありません。
議 長	それでは皆さん方から質問・意見はありませんか。
2番委員	この辺は以前は田んぼであったと思いますが、田んぼが宅地化させるのは時代の流れで仕方がないのかなと思いますが、昨年大雨ではこの辺も大変であったと聞いていますが、排水面での備えは大丈夫なのでしょうか。
担当委員	家庭から出る雑排水は公共下水道へ繋がります。雨水は東側の蓋をする水路へ出されますので、田んぼであった時と変わりはありません。また、水路の東側には田んぼもまだ残っていますので、(この程度の開発で)大きな変化はないかと思います。
議 長	地元の生産組合長からの同意もされていますが、このように心配の声があったということも改めて伝えておいていただきたいと思います。他にございますか。
9番委員	今日渡された図面を見ますと、1番の区画の下は進入路が狭くなっています。狭くなった所の状況を教えてください。
事務局	そこは水路になります。
9番委員	そこまでは蓋を掛けられないということですね。
事務局	そうです。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として処理いたします。 5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明いたします。総会議案5頁と位置図5頁をご覧ください。本日の資料も5頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は637平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、〇〇業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん58歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲です。施設概要は2区画の分譲宅地になっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は田と宅地、西は道路、南と北は田になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。現在公共下水道の工事中です。番号5の説明は以上です。
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。
担当委員	場所は〇〇団地の入口になります。家庭からの雑排水は公共下水道が整備予定ですから問題はないのですが、雨水を流す水路が無いために市道との境界部分にU字溝を設置することでしたので、了解をしました。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	担当の最適化推進委員さんから何かありますか。
担当推進委員	申請地の南に田が1筆残りますが、ここへの用水は先程担当農業委員さんから説明のあった市道との境界に設置されるU字溝から出来るようになります。その点は生産組合長とも話が来ていますので、問題ないと思います。
議 長	この前の現地確認の時も南に残る水田への用水のことを心配されていたので、よろしくお願ひしたいと思います。皆さん方から質問や意見はありませんか。 よろしいでしょうか。それでは採決したいと思います。賛成される方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	賛成全員により、進めさせていただきます。 じゃあ、次に移っていきます。議案第112号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は6頁をご覧ください。位置図も6頁を併せてご覧ください。本日の資料も最終の6頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は403平米です。この筆は昨年11月に農振除外で農業委員会総会に諮られています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇〇さん27歳、製造業の方です。転用の目的は一般住宅です。その概要は居宅1棟84.00平米、3台分の駐車場45.00平米、進入路ほかが274.00平米になっています。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は水路で、西は田、南は道路で、北は水路を挟んで田となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件はなしとなっています。浄化槽が設置され、その排水は東側の水路へ、雨水は北側の水路へ流す計画となっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	先程あったように昨年の11月の総会で農振除外の申請をされています。現地は〇〇のバス停から県道を南へ150メートル程行って、入った所になります。北側は水路を挟んで田となっていて、その高さは申請地と同じくらいです。西側は田で、申請地よりも1.5メートル程低くなっており、骨組だけのハウスが2棟あります。南側は道路、たぶん里道です。その道路は東へ高くなっていて、南西の角では申請地と高さがほぼ同じですが、南東側の角では申請地よりも道路が約1.2メートル高くなっています。東側は水路とその東側は幅1メートル位の里道となっています。調査報告は以上です。
議長	担当の最適化推進委員さんから何か補足はないでしょうか。
担当推進委員	先程、担当の農業委員さんの報告のとおりです。親から独立して家を建てられます。よろしくをお願いします。
議長	ここは農振除外の時から、何度となく現地の確認をしています。親の家の近くに家を持ちたいということです。皆さん方から何かございますか。ありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成として、取り扱います。 次に移っていきます。議案第113号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題と致します。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は7頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は230平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん74歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。説明は以上です。
議長	自分が作っている所の売買となっていますが、皆さん方から何かございますか。ありませんか。無いようですので、採決を取ります。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可することといたします。 続いて2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は8頁をご覧ください。土地の所在は大字〇

	○字○○○○番地○及び○○番地○でございます。登記地目は2筆共に畑で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は4,930平米と377平米となっています。譲受人は○○区の○○○○さん69歳、自営業の方です。譲渡人は○○○○さん50歳、パートの方です。譲受及び譲渡理由は相手側の要望と債務整理になっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、○○委員さんと○○農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。説明は以上です。
議 長	皆さんから何かございませんか。
9番委員 (担当委員)	概要を少し説明したいと思います。現地は横断林道を挟んで両側にあります。○○前の市道を登って行くと横断林道に出ます。そこを○○の方へ少し行った所になります。登記面積の広い方は右手にあり、横断林道よりも低くなっています。畑(樹園地)と説明がぁりましたが、その面影はなく、竹や雑木が生えています。狭い方は横断林道よりも4メートル位高くなっていて、ここも樹園地だったとは思えない程、雑木が生い茂っていて、陽差しはあまり良くない所でした。譲受人の方はここを切り拓いて柚子を植えたいとのことでした。この売買の話は基金協会からあったという話をされました。譲受人の方はこの近くで1年位前から太陽光発電装置を設置させています。
議 長	他に質問等はないですか。
2番委員	ここは太陽光発電ではなく、柚子を植えられるのですね。その確認は誰がするのですか。
議 長	我々農業委員会がやります。そのための農地パトロールもありますから。他にありませんか。無いようですので、採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可することに致します。 議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件は一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第114号について説明いたします。総会議案・説明資料は8頁から17頁までとなります。10頁の16番が4日前に取り下げられました。新たな耕作者での申請が来月されます。この案件につきましては1議案の55件です。16頁の50番から17頁の56番の7件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。13頁の38番から15頁の49番の12件についてはあっせん案件です。38番と39番の2件はこの総会後に所有権が公社から買い手に移ります。40番から49番の10件は先月に続いて○○地区における放牧事業の案件です。この総会後に売り手から公社に所有権が移ります。42番と46番と47番には農地以外の地目である原野・山林・雑種地が各1筆あり、今回農地と同様にあっせんにかけています。ただ、農地でないので議案書に掲載していません。また従来であれば、今月の総会に先月売り手から公社に所有権が移った分の16件の所有権を公社から買い手へ移すための案件を上げなければならないところですが、公庫による買い手の融資審査が終わっていない状況ですので、様子を見ている状況です。よって、今総会の案件にはなっていません。それと先月にも同様に原野と宅地が各1筆あり、同様にあっせんにかけていました。先月の総会で報告しなければなりませんでしたが、すみません。ここで遅ればせながら報告させていただきます。利用権設定されている案件が1番から37番まで、16番が取り下げられていますので36件で、この内、1番から5番は期間借地で玉ネギの作付けがされます。利用権設定36件の内、新規が19件。再設定(更新)が17件となっています。この内、使用貸借権は5件で、賃貸借権が31件です。賃貸借権31件のうち、現金扱いは16件で、物納扱いが15件です。契約期間については、10年が7件、7年が1件、5年が22件、3年が4件、1年が2件となっています。ここで使用貸借権が設定されている案件が6番・13番・14番・15番となっていますが、使用貸借権の更新です。35番は圃場の中央に大きな石がぁって耕作

	<p>条件が悪いため、使用貸借になっています。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は50番から56番の7件で、7件共に賃貸借権が設定されています。契約期間は10年1カ月が2件、5年1カ月が3件、3年6カ月が2件となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>件数的に結構あります。また、例の放牧事業に絡んでのあっせんの案件も出ています。各自、自分の担当地区のことは関わっていただいていますでしょうか。</p> <p>皆さん方から何かございませんでしょうか。</p>
2番委員	<p>53～55番の案件ですが、利用権を設定する方が〇〇町〇〇の方となっていますが、何か経緯があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでは利用権設定を3人の方とされていて、借り手はそのままで中間管理事業に乗り換えられるようです。</p>
10番委員	<p>こちらから〇〇町に嫁がれて、その後に相続されているのではないですか。</p>
議長	<p>私の担当地区のことですが、すみません。書類への私の署名がありませんでした。ただ、電話で賃料の相談を受けたように記憶しています。後で確認をさせてください。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。他はよろしいでしょうか。3件については経緯を確認しておきます。耕作者は地元の方で、賃料も守られていて間違いありませんので、採決したいと思います。</p>
	<p>(2番、8番、10番委員退出)</p>
	<p>賛成される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、議案第114号は決定することと致します</p>
	<p>(2番、8番、10番委員入室)</p>
議長	<p>次に進みます。議案第115号「空き家に付随した特定農地の指定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の18頁をご覧ください。議案第115号について説明いたします。位置図につきましては9頁を併せてご覧ください。土地の所在ですが〇〇字〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は537平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑、西は道路、南は田、北は宅地となっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。また、農地の遊休区分は将来的に遊休農地化する恐れがあるとなっています。維持管理だけ行われているようです。</p> <p>申請が2筆となっていて、もう1筆について説明します。土地の所在は〇〇字〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は930平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん、同じ方です。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路、西は畑、南と北は田になっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。また、農地の遊休区分は遊休農地となっています。ただ耕作のための道がなく、耕作が難しいとなっていて、非農家が管理していくのは無理・困難となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は〇〇公園の上側に2筆ありまして、西側にある方は細長い形をしています。傾斜があり西側に行くにしたがって高くなっています。(事務局の)説明でもあったように耕作するための道も無く、既に荒れています。何方かが買われるにしても(耕作するのは)無理ではないかと意見を申し上げました。宅地の南側にある農地は平坦ですので、畑として利用されるのは可能と考えます。報告は以上です。</p>
議長	<p>先日の現地確認の際も家に隣接した農地は耕作できるが、西側の農地は段々にもなっていますし、無理だろうと他の委員さんからもありました。隣接した農地の所有者か耕作者に買ってもらう相談は出来ないでしょうか。</p>

担当委員	隣接農地の方に買ってもらうのが一番良いとは思いますが、北側の農地は小作されています。南側は私の近所の方ですが、要らないと言われました。
議長	北側の地主さんに買ってもらえませんか。
担当委員	北側の地主さんは亡くなられていまして、奥さんは病気で農業されていません。
議長	耕作者に相談するのも難しいですか。せめて作ってもらうことは出来ないでしょうか。
担当委員	耕作者の方は平坦地の農地を地主さんから借りられていまして、その代わりにここを作るとなっておられます。好き好んでここを耕作されている訳ではありません。そのような訳で無理も言えません。
11番委員	段々では、耕作はもちろん管理すること自体難しいと思います。
議長	そういう理由ですか。分かりました。 家に隣接した農地は耕作条件も良いので認めるとして、もう1筆は段々で道も無いので、耕作することが難しいので認めないということでどうでしょうか。 (はいとい声あり。) それでは採決します。家に隣接した農地だけを特例農地として認めるということに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、進めさせていただきます。 報告第52号「農地法第4条適用除外の証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第52号について説明いたします。総会議案資料の19頁と位置図は10頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇と〇〇番でございます。地目は共に畑で、面積は2筆で410平米の内の44平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん59歳、〇〇区の方です。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫44平米となっています。周囲の状況ですが、東と西と北は畑、南は道路と宅地になっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。ここは先月の総会で農用地利用計画の変更で報告がされていましてました。説明は以上です。
議長	担当委員から何かありますか。
担当委員	〇〇区を通っている県道から高台となった畑の中にあり、周囲は申請人が所有されている畑ですので、問題はありません。
議長	始末書が出されていますので、事務局から読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	始末書の読み上げまでありましたが、皆さんから質問等はありませんか。よろしいでしょうか。採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可することと致します。 続いて報告第53号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第53号について説明いたします。総会議案資料は20頁をご覧ください。位置図は11頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は607平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん69歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、隣接する宅地側の法面が土羽となっており、崩れやすく管理も難しいためにコンクリートブロックで法面保護し、ブロックで高まった部分を一部嵩上げするとなっています。周囲の状況ですが、東と西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は都市計画区域内で用途区域が設定されています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。

担当委員	申請地の周囲は南が道路で、残りの3方は宅地になっています。西側は申請人の息子さんの家で、この農地の利用者です。東と北側は隣人の宅地となっていて、雨が降れば土砂が隣の宅地に流れたり、草払いをした草が隣に落ちたりして、隣に迷惑をかけないようにしたいとの申請です。よろしくお願いします。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。
8番委員	現地調査に行った際にブロック積で東側の宅地に影が差すかもしれないと言われていましたが、どうなりましたか。
事務局	申請者に確認をしたところ、隣にお住まいの方に影については了承をいただいたそうです。
議長	よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後3時25分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和3年 4月 2日 鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">会 長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">7番委員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">8番委員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">事務局長 <span style="float: right;">㊟</span></p>
--	---